

豊田市農業委員会議事録

令和2年11月27日、豊田市農業委員会会長 横条 鈞は、令和2年11月度農業委員会総会を豊田市役所東庁舎5階、東51会議室に招集した。

<会議に付した議案>

- 議案第81号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第82号 農地法第4条の規定による許可申請承認について
- 議案第83号 農地法第5条の規定による許可申請承認について
- 議案第84号 農地法第5条事業計画変更申請承認について
- 議案第85号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
- 議案第86号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

報告

- 耕作放棄地の農地、非農地の判断について
- 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について
- 農地法第4条第1項ただし書きにおける適用除外の確認について
- 農地法第43条第1項の規定による届出書の受理について
- 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書受理について
- 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について

< 出席委員 > (16名)

1 番	鈴木喜一郎	2 番	築山 正樹	3 番	西山弥太郎
4 番	石川 幸子	5 番	為井 裕	_____	
7 番	杉浦 俊雄	8 番	土方 和子	9 番	梅村 逸次
10 番	水野 省治	11 番	梅村 貢司	12 番	中島 匡代
13 番	加知 満	14 番	伊藤喜代司	15 番	伊藤 政和
_____		_____		18 番	杉田 雅子
19 番	横条 鈞				

< 欠席委員 > (3名)

6 番	近藤 和人	16 番	浅見富士男	17 番	林 如実
-----	-------	------	-------	------	------

< 事務局説明員 >

事務局長	小木曾哲也	副主幹	尾形 洋	担当長	鈴木 祥宏
主 査	加藤 泰平	主 査	鈴木 彩	主 査	神谷 一平
主 事	生田 卓哉				

(開会 午後 2時00分)

会 長： ただいまより豊田市農業委員会総会を開催いたします。

出席状況について、事務局より報告をお願いします。

事務局： 本日の欠席委員は、6番、近藤和人委員、16番、浅見富士男委員、17番、林如実委員、以上3名でございます。

委員の半数以上の出席を得ておりますので、本総会が成立いたしておりますことを御報告いたします。

会 長： ここで、本日の議事録署名者2名を指名させていただきます。

8番、土方和子委員、10番、水野省治委員、以上2名の委員にお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

本日の提出議案は、議案第81号から第86号までの審議案件6件とその他の報告案件6件です。

それでは、順次議題を上程させていただきます。

令和2年議案第81号「農地法第3条の規定による許可について」。

事務局より説明をお願いします。

事務局： 令和2年議案第81号「農地法第3条の規定による許可について」。

詳細は、お手元にある議案を御覧ください。

67番、森町の件。

申請地はスクリーンのとおりです。

担当推進委員の加藤委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

68番、豊栄町の件。

申請地はスクリーンのとおりです。

担当推進委員の深津委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

69番、乙部町の件。

申請地はスクリーンのとおりです。

担当推進委員の水野委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

70番、加納町の件。

申請地はスクリーンのとおりです。

担当推進委員の羽根田委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

す。

7 1 番、豊松町の件。

申請地はスクリーンのとおりです。

担当推進委員の加藤委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

7 2 番、一色町の件。

申請地はスクリーンのとおりです。

担当推進委員の市村委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

7 3 番、東萩平町の件。

申請地はスクリーンのとおりです。

担当推進委員の鈴木委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

7 4 番ですが、こちらは取下げとなっております。

以上、読み上げました案件につきまして、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文に該当しないことを確認しております。

以上です。

会 長： ありがとうございます。

事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第 8 1 号で上程されました 7 件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第 8 1 号は承認決定されました。

令和 2 年議案第 8 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請承認について」。

事務局より説明をお願いします。

事務局： 令和2年議案第82号「農地法第4条の規定による許可申請承認について」。

立地基準、許可基準について述べさせていただきます。

25番、藤岡飯野町の件、農家住宅です。農地区分は、お手元の白色の表、農地区分表の第2種農地です。判断基準は、第2種農地の上記のいずれにも該当しない農地です。

許可基準は、裏面、許可基準表を御覧ください。第2種農地で周辺の第3種農地等を利用することで、転用事業の目的を達成することができるものを除き許可できるに該当します。なお、以降同基準については、第2種農地の許可基準と読ませていただきます。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

梅村（貢）委員： 特に問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

なお、一般基準については、全ての案件につき問題ない旨を既に確認しております。

以上です。

会長： ありがとうございます。

事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第82号で上程されました1件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第 8 2 号は適当である旨承認をされました。

令和 2 年議案第 8 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請承認について」。

事務局より説明をお願いします。

事 務 局： 令和 2 年議案第 8 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請承認について」。

立地基準、許可基準について述べさせていただきます。

1 9 6 番、秋葉町の件、都市ガス整圧器です。農地区分は、お手元の白色の表、農地区分表の第 2 種農地です。判断基準は第 2 種農地③、市街地に近接する区域にある農地で、その規模がおおむね 1 0 ヘクタール未満です。なお、以降同基準については、第 2 種農地③と読ませていただきます。

許可基準は、第 2 種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

続きまして、1 9 7 番、高崎町の件、分家住宅です。農地区分は第 2 種農地です。判断基準は、第 2 種農地③です。

許可基準は、第 2 種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

続きまして、1 9 8 番、本地町の件、こども園駐車場です。農地区分は第 2 種農地です。判断基準は、第 2 種農地③です。

許可基準は、第 2 種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

鈴木委員： 3 件とも特に問題ありません。

以上です。

事 務 局： ありがとうございます。

続きまして、1 9 9 番、渡合町の件、資材置場です。農地区分は第 2 種農地です。判断基準は第 2 種農地の上記のいずれにも該当しない農地です。

許可基準は、第2種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

続きまして、200番、扶桑町の件、車両置場です。農地区分は第2種農地です。判断基準は第2種農地の上記のいずれにも該当しない農地です。

許可基準は、第2種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

築山委員： 2件とも特に問題ありません。

後で意見を言いたいので、終わったらお願いします。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、201番、鴛鴨町の件、分家住宅です。農地区分は第3種農地です。判断基準は第3種農地④、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。なお、以降同基準については、第3種農地④と読ませていただきます。

許可基準は第3種農地につき許可できるに該当します。なお、以降同基準については、第3種農地の許可基準と読ませていただきます。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

石川委員： 申請番号201、問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、202番、竜神町の件、分家住宅です。農地区分は第2種農地です。判断基準は第2種農地②、土橋駅からおおむね500メートル以内です。

許可基準は、第2種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

なお、本件につきまして、担当の近藤委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨御意見を頂戴しております。

続きまして、203番、堤本町の件、資材置場・駐車場です。農地区分は第2種農地です。判断基準は第2種農地③です。

許可基準は、第2種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

杉浦委員： 203番、異議ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、204番、本徳町の件、分家住宅です。農地区分は第1種農地です。判断基準は第1種農地①、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地です。

許可基準は、第1種農地③(e)、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上、業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものです。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

続きまして、205番、加納町の件、太陽光発電施設です。農地区分は第2種農地です。判断基準は、第2種農地の上記のいずれにも該当しない農地です。

許可基準は、第2種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

続きまして、206番、上原町の件、分家住宅です。農地区分は第3種農地です。判断基準は、第3種農地②、上豊田駅からおおむね300メートル以内です。

許可基準は、第3種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

梅村（逸）委員： 申請番号204、205、206、問題なく、許可相当と考えます。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、207番、東広瀬町の件、自己用住宅です。農地区分は第2種

農地です。判断基準は、第2種農地の上記のいずれにも該当しない農地です。

許可基準は、第2種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

続きまして、208番、中金町の件、残土処分場（一時転用）です。農地区分は第2種農地です。判断基準は第2種農地の上記のいずれにも該当しない農地です。

許可基準は、第2種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

水野委員： 2件とも問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、209番、西市野々町の件、駐車場です。農地区分は第2種農地です。判断基準は、第2種農地の上記のいずれにも該当しない農地です。

許可基準は、第2種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

中島委員： 209、何も問題ありません。

以上です。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、210番、東郷町の件、太陽光発電施設です。農地区分は第2種農地です。判断基準は、第2種農地の上記のいずれにも該当しない農地です。

許可基準は、第2種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

加知委員： 210番、問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、211番、林添町の件、自己用住宅です。農地区分は第2種農地です。判断基準は、第2種農地の上記のいずれにも該当しない農地です。

許可基準は、第2種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

伊藤（喜）委員： 211番、問題なく許可相当と思います。

以上です。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、212番、田糲町の件、駐車場です。農地区分は第2種農地です。判断基準は、第2種農地③です。

許可基準は、第2種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

続きまして、213番、貝津町の件、学生寮です。農地区分は第2種農地です。判断基準は、第2種農地③です。

許可基準は、第2種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

続きまして、214番、保見町の件、分家住宅です。農地区分は第3種農地です。判断基準は、第3種農地④です。

許可基準は、第3種農地の許可基準に該当します。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

会長： この3件、いずれも問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

なお、一般基準については、全ての案件について問題ない旨を既に確認しております。

以上です。

会 長： ありがとうございます。

事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんに御質問並びに御意見を伺います。

築山委員。

築山委員： 申請許可番号200についてなんですけれども、意見というよりも愚痴になりますけれども、当時、この車両置場、私、区長をやっております、農地を違法にどんどん埋立てが行われていました。その当時、外国人が違法な車両を買って、どんどん周りで置いていたので、問合せが随分あったんですけれども、よく分からなかったんです。最終的には、ここの土地が始末書が出て、申請されたということで、この件についてはいいんですけれども、こんな紙1枚の始末書で済まされるのかなというのが、その当時の苦勞からするといかがなものかなというのが私の愚痴です。

会 長： 分かりました。

始末書の審議とかでね。

事務局は誰が答えられるかな。難しいかな。

築山委員： 別にいいです。

会 長： これ、大事なことなので。毎回出ることです。

事務局： 農地法的に追認許可というのが認められております。今回もそうなんですけれども、追認をする場合については、始末書の添付を求めています。始末書については、そこで農地を農地以外にした人の始末書、あとは、地主の始末書とか、基本的には2人の方から始末書を頂くことになっています。では、その文面、あとはそれ以外の指導とか、必要な書類というのは、特に県のほうからは強い指導等はないものですから、基本的には今の文面と書類が出てきて、書類自体が完備されておれば基本的には許可されてしまうというような流れになってしまっております。

以上です。

築山委員： つい言うわけなんですけれども、先に着手して、もうやった得みたいなところがあって、ちょっと腑に落ちないところがあります。

事務局： 事務局のほうに一報が入れば、現在、工事中のものについては、そこで工事の停止を求めて、指導させていただいております。

それ以外、事務局で分からないところでされてしまったものについては、なかなか把握ができないものですから、そこについては、例えば推進委員さんとか農業委員さんがお気づきであれば、問合せを事務局にいただければ確認をし、指導をさせていただきますが、やってしまったものについては、今回みたいな形で追認の許可というような部分もありますので、ひとつよろしく願いします。

築山委員： ありがとうございます。

会 長： 私のほうから1つ、10年、20年、こういった違反転用が続いているところもあります。ただし、現時点では、皆様から連絡があれば、できる限り事務局のほうで指導をします。場合によっては、地元の農業委員さん、推進委員さんも行って、円満に取り計らうように指導すると、こういう体制であります。ただし、強制力だとか、そういった権限がないのが残念ですけれども、できる限り皆様方の協力を得て、また事務局もできるだけ是正ができるように努力をしますので、ひとつよろしく願いいたします。

ほかに御意見、どうでしょうか。いいですか。

(会場声なし)

会 長： ありがとうございます。他に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第83号で上程されました19件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第83号は適当である旨、承認されました。

令和2年議案第84号「農地法第5条事業計画変更申請承認について」。

事務局より説明をお願いします。

事務局： 令和2年議案第84号「農地法第5条事業計画変更申請承認について」。

14番、和会町の件。

変更内容は、期間延長です。

本件、令和元年12月26日付5条許可を得ました。当初は令和2年12月までに事業完了する計画でしたが、新型コロナウイルスによる経済的影響により事業が停滞しております。そのため、工期を1年間延長したく、今般、事業計画変更承認申請をするものです。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

為井委員： 14番、特に問題ありません。許可相当と考えます。

事務局： ありがとうございます。

以上です。

会長： ありがとうございます。

事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第84号で上程されました1件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第84号は適当である旨、承認されました。

令和2年議案第85号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」。

事務局より説明をお願いします。

事務局： 令和2年議案第85号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」。

11番、平戸橋町の件、主たる従事者の故障のためです。

申請地はスクリーンのとおりです。

担当推進委員の小澤委員からは、証明について問題ない旨、御意見をいただいています。

以上、読み上げました案件につきまして、生産緑地法第10条の要件を満たしていることを確認しております。

以上です。

会 長： ありがとうございます。

事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第85号において上程されました1件について、賛成の委員の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第85号は承認決定されました。

令和2年議案第86号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」。

事務局より説明をお願いします。

事務局： 令和2年議案第86号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」。

10番、福受町の件です。

場所についてはスクリーンのとおりです。

担当委員の近藤委員から、証明について問題ない旨、御意見をいただいております。

以上です。

会 長： ありがとうございます。
事務局の御質問並びに地区担当推進委員の意見をいただきました。
ここで、委員の皆様質問並びに御意見を伺います。
いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。
議案第86号で上程されました1件について、賛成の委員は挙手を
お願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。
よって、議案第86号は承認決定されました。
ただいまから報告案件について事務局より説明をお願いします。

事務局： 議案12ページ及び別紙配付資料1ページから2ページを御覧ください。
報告、耕作放棄地の農地、非農地の判断について。
別紙のとおり現況確認を行った結果、農地法第2条第1項に規定する「農地」
に該当しないと判断しましたことを報告いたします。
続いて、13ページを御覧ください。
報告、農地法第18条第6項の規定による通知書受理について。
142番、万根町の案件から、18ページの163番、西岡町の案件までの
22件について、いずれも賃貸借権の合意解約につき、既に事務局で受理して
いることを報告いたします。
続いて、19ページを御覧ください。
報告、農地法第4条第1項ただし書きにおける適用除外の確認について。
6番、一色町の農業用倉庫の案件1件について、適用除外として、既に事務
局で受理していることを報告します。
続いて、20ページを御覧ください。

報告、農地法第43条第1項の規定による届出書受理については、案件は竹元町の件、1件です。これは、当該農地の一部、56.06平米に既製品のコンテナを設置して、コンテナ内でシイタケ栽培を行うものです。これは、農地の底面部を全面コンクリート張りした施設、いわゆる農作物栽培高度化施設に該当し、農地として扱います。農作物栽培高度化施設の基準である高さの基準、日陰の基準等を満たし、周辺農地の営農に支障が生じるおそれがないと判断し、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、21ページを御覧ください。

報告、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書受理について。

44番、吉原町、分譲宅地の案件から、22ページの50番、柿本町の共同住宅の案件までの7件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、23ページを御覧ください。

報告、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について。

200番、上野町の自己用住宅の案件から、27ページの216番、四郷町の自己用住宅の案件までの17件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

以上です。

会長： ありがとうございます。

今、説明の中で、コンクリート張りの温室、今まで農業振興や何かで農地転用がやれなくなったということが多分御承知かと思えますけれども、当農業委員会に初めて上がってきた案件ですので、ひとつこういう例もあるということで、また御承知をお願いします。

これで本日の全議案の審議を終了いたしました。

慎重審議いただき、誠にありがとうございました。

(閉会 午後2時29分)

議事録署名者

印

印